

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月31日

【事業年度】 第8期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社スペースマーケット

【英訳名】 Spacemarket, Inc.  
(旧英訳名 Space Market, Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重松 大輔

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号

【電話番号】 050 - 1744 - 9969

【事務連絡者氏名】 取締役 徳光 悠太

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号

【電話番号】 050 - 1744 - 9969

【事務連絡者氏名】 取締役 徳光 悠太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	(千円)	-	-	-	-	1,228,318
経常利益	(千円)	-	-	-	-	65,772
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	-	-	38,614
包括利益	(千円)	-	-	-	-	38,614
純資産額	(千円)	-	-	-	-	800,714
総資産額	(千円)	-	-	-	-	1,699,097
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	67.32
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	3.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	3.18
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	46.9
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	4.8
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	255
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	85,866
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	224,967
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	65,732
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	-	571,508
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	69 (8)

(注) 1. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	392,638	578,247	873,897	804,633	1,165,139
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	148,188	271,923	32,023	125,589	59,891
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	148,598	274,213	45,823	147,028	43,158
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	253,747	625,192	241,128	248,998	254,126
発行済株式総数	31,413	35,646	11,213,800	11,710,900	11,841,100
普通株式	21,100	21,100	11,213,800	11,710,900	11,841,100
A種優先株式 (株)	3,820	3,820	-	-	-
B種優先株式	6,493	6,493	-	-	-
C種優先株式	-	4,233	-	-	-
純資産額 (千円)	83,156	551,835	879,914	748,415	805,258
総資産額 (千円)	282,272	1,083,453	1,418,947	1,354,859	1,648,072
1株当たり純資産額 (円)	42.89	63.44	78.45	63.90	67.71
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	15.77	28.70	4.28	12.87	3.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	3.92	-	3.56
自己資本比率 (%)	29.4	50.9	62.0	55.2	48.6
自己資本利益率 (%)	-	-	6.4	-	5.6
株価収益率 (倍)	-	-	373.8	-	229
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	153,698	278,964	75,042	111,145	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,502	7,295	2,472	36,959	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,421	896,644	132,144	108,498	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	150,933	761,318	815,947	776,341	-
従業員数 (人)	39	51	54	66	67
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(8)	(6)	(2)	(5)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指数) (%)	-	-	-	48.1	52.3
	-	-	-	(133.3)	(110.1)
最高株価 (円)	-	-	1,700	1,663	1,225
最低株価 (円)	-	-	1,357	458	653

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第4期及び第5期は当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期及び第5期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第7期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 第4期及び第5期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式の残余財産分配額を控除して算定しております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
9. 2019年9月18日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年9月19日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。
10. 当社は2019年9月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 第4期から第6期にかけての株主総利回り及び比較指標については、2019年12月20日に東京証券取引所(マザーズ)に上場したため記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。なお、2019年12月20日をもって株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、第8期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	概要
2014年 1月	東京都中野区に当社を設立
2014年 4月	遊休不動産等のスペースを貸し借りできるマーケットプレイス「スペースマーケット」の運営を開始
2015年 6月	「スペースマーケット」iOS版アプリをリリース
2015年 9月	「スペースマーケット」のiOS版アプリが2015年度グッドデザイン賞を受賞
2016年 1月	当社を含む6社共同で、シェアリングエコノミー（注）の普及活動を目的とした「一般社団法人シェアリングエコノミー協会」を設立し、当社代表取締役社長重松大輔が共同代表理事に就任
2016年 2月	本店を東京都新宿区に移転
2016年 7月	「スペースマーケット」にて宿泊用スペースの取扱いを開始
2017年 1月	「スペースマーケット」Android版アプリをリリース
2017年 7月	（一社）シェアリングエコノミー協会による第1号シェアリングエコノミー認証取得
2018年 7月	ゲストが利用するスペースでのイベント運用を行える機能「スペースマーケットEVENT」をリリース
2019年11月	協働して事業やソリューションを開発・推進するパートナーシップ「スペースマーケット・パートナーズ」を立ち上げ
2019年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年 8月	ワークスペース特化の新スペースシェアサービス「スペースマーケットWORK」をリリース
2021年 6月	本社を東京都渋谷区に移転
2021年 7月	株式会社スペースモール（現連結子会社）の発行済株式を100%取得し子会社化

（注）インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア（貸借や売買や提供）をしていく新しい経済の動き

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株式会社スペースモール）の2社で構成されており、遊休不動産等のスペースの貸し借りのプラットフォーム「スペースマーケット」の運営を行うスペースマーケット事業を行っております。

#### <ビジョン>

当社グループのビジョンは、「チャレンジを生み出し、世の中を面白くする」ことです。人々が何かにチャレンジしようとするとき、そこには必ず「場所」があると考えています。当社グループはあらゆるスペースを簡単に貸し借り出来るようにすることで人々がチャレンジする機会を増やし、世の中を面白くしたいと考えています。

少子高齢化が急速に進むこの日本において、空き家や廃校などの遊休不動産は増加の一途を迎えることが見込まれています（注）。その中には、所有者や管理する自治体にとっては価値がないと思っている建物であっても、他の人にとっては大きな価値をもたらすものが数多く存在していると考えられます。

当社グループは、インターネット・スマートフォンやソーシャルメディアの普及によって個人がいつでも、どこでも、自由に情報をやり取りできるようになったことを追い風に、インターネット・スマートフォン上で遊休不動産等のスペースの貸し借りをを行うためのプラットフォーム「スペースマーケット」を提供しています。当社グループは、遊休不動産等を保有する提供者（以下「ホスト」といいます）と、それを使いたいスペース利用者（以下「ゲスト」といいます）を結び、簡単で、楽しく、安全・安心なプラットフォームを提供することにより、不動産の新たな価値創造を目指します。

（注）国土交通省 社会資本整備審議会 産業分科会 第30回不動産部会 配布資料「空き家等の現状について」  
（2017年2月10日開催）  
<http://www.mlit.go.jp/common/001172930.pdf>

文部科学省「平成30年度 廃校施設等活用状況実態調査の結果について」（2019年3月15日発表）  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/03/1414296.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/03/1414296.htm)

#### <サービス概要>

##### 1. プラットフォームサービス

当社が運営する「スペースマーケット」は遊休不動産等のスペースの貸し借りのプラットフォームであり、誰でもインターネット・スマートフォン上で簡単・手軽にスペースを貸し借りできるという今までになかったユニークなサービスを提供しています。

従来の不動産業界は、遊休不動産を所有するオーナーとしては、売却するか、賃貸するかを選択肢がなく、飲食店やその他の店舗などでは定休日などの活用法が見出せない、極めて硬直的な業界でした。近年は貸し会議室等の需要の高まりもあり、時間単位で不動産を利用するという市場が広がってきたものの、従来型の貸しスペースは無機質・画一的で、エリアが首都圏に限定され、ビジネス用途以外の利用はしづらいという課題がありました。

「スペースマーケット」では、インターネット・スマートフォンから誰でも簡単にスペースを時間単位で貸し借りすることができます。また、掲載スペースは全国47都道府県に渡り、2022年1月末現在、18,300件を超える掲載数を有しております。その種類においては、法人による利用の多い会議室・セミナー会場の他、レストラン・カフェ、スポーツ施設、住宅、映画館、廃校、お寺、お城などの多種多様の貸しスペースを掲載しております。このような特徴から、当社は「映画館でセミナー」、「無人島でコスプレ撮影会」、「レンタルスペースでお花見・スポーツ観戦」など、ユニークで新しいスペースの活用文化を創造し続けてきました。さらに、スペースの貸し借りに際してホスト・ゲストが負う賠償責任を補償する保険サービス、協業先による修繕サービス、チャットシステムを活用したODR（注1）サービス、IoT機器メーカーとの提携によるスマートロック（注2）や遠隔型の監視カメラ導入、eKYC（注3）によるホスト及びゲストの本人確認など、付加価値の提供と安全かつ安心なスペースの貸し借りの後押しをしています。

「スペースマーケット」では、スペース料金に応じた手数料をいただいております。ゲストはスペースを利用した際に、スペース料金にゲスト手数料5%が加算された金額を、ご利用料金として当社に支払います。当社は、ゲストが支払ったスペース料金から、ホスト手数料として基本手数料30%を差し引いた金額をホストに支払っております。当社では当該ゲスト手数料及びホスト手数料の合計額を売上高に計上しております。なお、ホストに対して、売上に応じて手数料が還元されるインセンティブ制度を導入しております。月の売上金額に応じて手数料をホストに還元し、売上が高ければ高いほど還元される仕組みなので、貸し出すスペースをスペースマーケットに集約するほどホストにインセンティブが生まれます。

なお、「スペースマーケット」は、会議・セミナー等のイベントや撮影・インタビュー等の法人による利用もなされることから、法人専用アカウントが発行可能となっています。法人専用アカウントでは、請求書による後払いが可能であり、また会社、部署、チーム等の単位で請求をまとめることも可能です。

- (注) 1. ODRとは「Online Dispute Resolution」の略称であり、オンライン上で行われる紛争解決手続のことを意味します。
2. スマートロックとは、既存の鍵を一定の方法により電気通信可能な状態とし、スマートフォン等の機器を用いて開閉・管理を行うことができる機器及びそのシステムの総称を意味します。
3. eKYCとは、本人確認手続きであるKYC (Know Your Customer) を、スマートフォン等を使用してオンライン上で完結できる仕組みのことを意味します。

## 2. シェアスペース運営サポート

当社は、2021年7月に株式会社スペースモール（現連結子会社）の発行済株式を100%取得して子会社化し、同社によるシェアスペース運営サポートの提供を開始しました。

### (1) スペース企画開発

スペースモール社が、不動産の貸し出しによる収益化を行いたいもののノウハウや時間がないオーナーに対して、「選ばれるスペースづくり」のご提案を行います。

オーナーからの依頼を受け、シェアスペースに適した家具や備品の選定・発注・設置等の内装整備を行い、宣材写真の撮影、掲載文作成、価格設定、利用時のルール作成等、「スペースマーケット」等への掲載作業までを行います。

### (2) スペース運営代行

スペースモール社が、オーナーに代わってスペースの運営を行います。

オーナーからの依頼を受け、予約時・貸出時の対応、清掃、備品補充、お問い合わせ対応、掲載内容のブラッシュアップ等を代行します。

なお、オーナーのサービス利用形態としては、スペース運営代行のみを利用することも可能です。

スペースモール社は、運営サポートの実施に当たっての初期費用と、実際にスペースが利用された際に運営代行費用を売上高に計上しております。

## 3. 法人向けソリューション

法人によるイベント企画・運営の支援サービスとして、「スペースマーケット」で貸し出されているスペース等から会場を選定し、イベントの企画・プロデュース、当日の運営・ディレクション等をワンストップで支援するサービスを提供しております。これまで具体的には、映画館で開催するベンチャー企業のピッチコンテスト（注）、お寺で開催する大企業とスタートアップの合同祈願会、廃校で開催するフェス型の目標達成会イベント等のユニークなセミナー・カンファレンス、社内イベント等の開催を支援してまいりました。また、企業のマーケティング目的で、新製品等を「スペースマーケット」で貸し出されているスペースに無料で設置いただき、当社が新製品の設置やホストとのコミュニケーション等を行う、スペースを活用したサンプリング配布のサービス等も提供しております。

法人向けソリューションでは、顧客からの要望に応じて個別に見積もりを行い、当社からの役務提供の完了に対して、対価の支払いを受けております。

- (注) ピッチコンテストとは、主に投資家等から出資を募るために行われる、自社の事業計画や将来性についてプレゼンテーションするための催し物を意味します。

## <サービスの強み>

「スペースマーケット」は、誰でも、簡単に、かつ安全・安心にスペースを貸し借りできるプラットフォームとして、多くのユーザにご利用いただいております。

### 1. 使いやすさ

#### (1) 手軽なホスト登録・スペース掲載

「スペースマーケット」では、スペースを貸したいホストは、  
掲載スペースの住所、電話番号、設備などの情報と写真の登録  
身分証明書や登記簿謄本などの証明書類、宿泊を伴う貸し出しの場合は営業許可証などを審査資料として提出  
審査が完了すれば掲載開始

という簡単なプロセスでホスト登録及び貸しスペースの掲載を開始できます。

加えて、2021年7月に株式会社スペースモール（現連結子会社）の発行済株式を100%取得して子会社化し、同社によるシェアスペース運営サポートの提供を開始したことで、より手軽なスペース掲載の選択肢を提供しております。



#### (2) 利用用途・エリアに応じた簡単検索・予約

「スペースマーケット」では、スペースを借りたいゲストは、下記条件により多種多様な貸しスペースの検索が可能です。

- ・利用目的（女子会、ママ会、会議・打ち合わせ、面談・面接、TV収録・ロケ撮影、YouTube撮影、勉強会、ネイル、フリーマーケット、宿泊等）
- ・エリア（駅名や現在地指定も可能）
- ・利用日時、利用時間

また、実際にスペースを借りる際は無料のゲスト登録を行った後、

借りたいスペースの利用規約・空室情報を確認後、日時、決済方法（クレジットカード又は後払い決済）などを選択して予約リクエストを送信

ホストからの予約の承認を待つ（「今すぐ予約」の場合はこのステップが省略されます）

承認されると予約が成立し、クレジットカード決済を選択した場合は利用料の決済が完了（後払い決済を選択した場合は利用後の支払い）

という簡単なプロセスでスペースの予約及び利用料の決済が行えます。なお、予約が成立すると、利用日当日まで鍵の受け渡しや駐車場の有無などをメッセージ機能で確認することができます。

## 2. これまでにないユーザ体験

### (1) 遊休不動産で新たな価値を提供

「スペースマーケット」によりプラットフォームの利用者間での簡単なスペースの貸し借りが可能となることで、ホストにとっては利用価値の低かった不動産に新たな価値が生まれることがあります。またプラットフォーム上では、ホスト自身が独自のアピールや付加価値を施すことでスペースをより利用してもらえようになり、ホストにとってはより多くのゲストに利用され評価が高まることで、スペースの貸し出しをより積極的に行なう動機付けともなります。

### (2) これまでにないスペースに出会えるユニークな体験

ゲストは、「スペースマーケット」を利用することで、ビジネス用途の会議室・セミナー会場等はもちろん、通常の賃貸物件や、従来は借りることが出来なかったようなスペースについても、時間借りができるようになります。これにより「映画館でセミナー」、「無人島でコスプレ撮影会」、「レンタルスペースでお花見・スポーツ観戦」など、ユニークで新しい体験をすることができます。

### (3) レンタルスペース業界における強固なコミュニティの形成

当社グループは、ホスト間のコミュニティ形成及びノウハウの横展開等を促すことにより、ホストがより効率的に取引が行えるよう支援をしております。具体的には、競合サービスとの差別化を図るためにも、ホストやゲストのコミュニティ・マネジメントが重要であると認識し、年1回の大規模のホストコミュニティイベントに加え、小規模のコミュニティイベントを開催し、ホストの満足度向上に努めています。

## 3. 安全・安心なプラットフォーム

### (1) エスクローサービス(注1)

「スペースマーケット」では、ゲストの予約リクエストをホストが承認した時点で、ゲスト側での決済が行われ、ゲストがスペースを利用した後に、当社からホストに対してスペース利用料金が支払われる仕組みとなっております。

このエスクロー決済(注2)システムにおいては、スペース利用料金が支払われない場合や、スペース利用前にゲストがキャンセルした場合には、取引がキャンセルされてキャンセルポリシーに従って代金が返金されるため、ホストとゲストの双方にとって安心な仕組みとなっております。

(注) 1. エスクローサービス：商取引の際に信頼の置ける第三者を仲介させて取引の安全を担保する仕組み

2. エスクロー決済： エスクロー事業者が、一旦利用者から代金を預かり、その後、利用者の方で、不備なくサービスの受領を確認できた時点で、 エスクロー事業者から提供者に対し、預かっていた代金を引き渡す決済サービス

### (2) ゲスト及びホストの信頼性と透明性のある相互評価システム

ゲストは、登録の際にメールアドレス認証を、またスペース予約の際は電話番号認証を必須とし、また、ホストは、登録の際に身分証明書や登記簿謄本・営業許可証などによる審査を必須とすることで、ゲスト及びホストの信頼性を担保しております。

また、ゲストがスペースを利用した後、ホストとゲストの双方に、互いに評価を行うようメールを送付いたします。その評価は、ホスト及びゲストのアカウント情報に蓄積され、他のホスト及びゲスト間で取引を行なう際に参考情報とすることができます。これにより、ホストとゲストの双方の安心に繋がると同時にプラットフォームの健全性を維持する効果があります。

(3) カスタマーサクセス(カスタマーサポート体制の充実・プラットフォームの健全性確保)

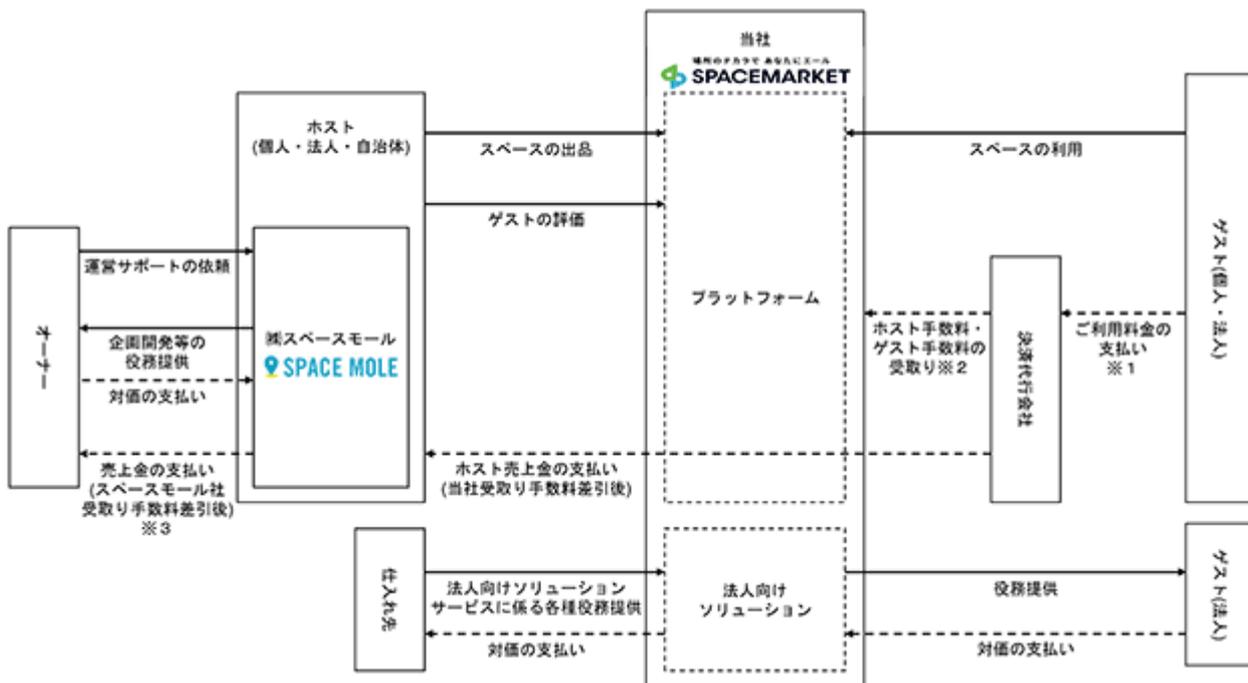
当社グループは、シェアリングエコノミーのプラットフォームでは、参加者双方の品質を担保する施策が重要であると考えております。「スペースマーケット」においては、ホストは自身のスペースにおいて迷惑行為などを行わない適切なゲストに利用してもらいたいと望み、ゲストはより利用しやすいスペースを望むため、当社によりホスト・ゲスト双方のクオリティ担保の施策を行っております。以上から当社グループは、ホスト・ゲストとのファーストコンタクト先となるカスタマーサクセスの強化を、当社グループの事業戦略上の重点領域と位置付けております。

当社は、ユーザが安心してサービスを利用できるよう、社内のカスタマーサクセス部門においてカスタマーサポート体制を整備し、問い合わせへの対応やプラットフォームの監視を行っております。更に、プラットフォームの健全性を確保するため、当社の利用規約に反するスペース掲載や取引を自動検知システム及び目視により監視し、法令や公序良俗に反する取引の排除に努めております。

当社の利用規約に違反する掲載や取引が発見された場合には、取引のキャンセルやユーザの利用停止等の措置を取っております。

[ 事業系統図 ]

事業の系統図は、以下のとおりであります。



- (注) 1. ホストが設定するスペース料金にゲスト手数料5%が加算されたものです。  
 2. スペース料金に対する基本手数料としてホスト手数料30%及びゲスト手数料5%を受け取ります。  
 3. ホスト売上金から運営代行費用としてスペース料金の10%の手数料及びスペース運営代行で生じた清掃作業や備品補充等の実費を差し引いた金額をオーナーに支払っております。オーナーはスペース料金の約60%を収入とすることができます。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の所有または被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株スペースモール	東京都江東区	1,000	スペースの企画・ 運営代行等	100.0	「スペースマーケット」にスペースを掲載するホストとしての取引

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
スペースマーケット事業	69 (8)
合計	69 (8)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67 (5)	32.3	3.3	4,854

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、スペースマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記の文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「チャレンジを生み出し、世の中を面白くする」をビジョンに掲げ、「スペースシェアをあたりまえに」をミッションとしております。

#### (2) 経営環境

##### (当社グループの収益構造)

当社の売上高は、プラットフォームサービスに関する売上高と法人向けソリューションサービスに関する売上高により構成されております。これに連結子会社である株式会社スペースモールの売上高を加え、グループ内取引について連結消去を行った金額が、当社グループの売上高となっております。

プラットフォームサービスに関する売上高は、GMVの内ホスト手数料とゲスト手数料の合計であり、GMVは利用スペース数×利用スペースあたりのGMVにより算出されます。

GMV	.....	Gross Merchandise Value (総流通額) を意味しております。 利用日を経過したゲストのご利用料金を集計したものの、 スペース料金及びゲスト手数料の合計 特に断りがない限り税抜
利用スペース数	.....	ある月について予約が成立した状態で利用日を経過したスペース数 通期及び四半期期間の数値は当該期間に係る月次の利用スペース数の 合計(月間利用スペース数合計)
利用スペースあたりのGMV	.....	ある期間の1利用スペースあたりの月間平均GMV (GMV÷利用スペース数)

法人向けソリューションは、スペースマーケットに掲載されているスペース等を利用して、法人向けイベントの企画・プロデュース、当日の運営等を支援するイベントプロデュースとスペースマーケットに掲載されているスペースに企業の新製品等を設置し、スペースを広告媒体として活用することで企業のプロモーションを支援するプロモーション支援で構成されます。

##### (事業を行う市場の状況)

当社グループの事業領域であるシェアリングエコノミー領域においては、当社の代表取締役社長が代表理事を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した調査(注1)において、2021年度のシェアリングエコノミー経済規模が前年に続き2兆円を超えても順調に成長し続けていることや、2030年度には14兆円と約7倍に達することが予測されています。

また、PwCコンサルティング合同会社が公表した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2021」(注2)では、シェアリングエコノミーのいずれかのサービスを知っている人の割合は49.9%となり、昨年の調査よりは減少したものの、継続して約半数が認知している状況となっています。そのうち、当社の事業領域である「場所・空間」のサービスを知っている人の割合は63.2%となり、シェアリングエコノミーの領域で「場所・空間」のサービスの認知度は、引き続き高い割合を維持している状況です。

当社グループでは、近年、これまでの過剰生産、過剰消費が見直され、人々の消費スタイルは所有から共有へと変わってきたと考えております。また、テクノロジーの進歩によって、シェアリングの取引(例えば、物のシェアリングとしてフリマアプリ、労働力のシェアリングとしてクラウドソーシング、移動のシェアリングとしてカーシェア等)が手軽かつ安全に実現できるようになってきており、これらを背景に、上記のとおり、世の中はシェアリングエコノミーの時代へと突入したと考えております。そのような中、当社グループは「場所のシェアリング」の代表的な事業者となる事を目指して事業を展開してまいりました。海外にも類似サービスが複数存在しており、グローバルで時間貸しスペースの需要が確認できます。当社グループは日本で事業モデルを確立した後、海外展開も視野に入れております。

また、世の中の変化(シェアリングエコノミーの概念、多様性が認められる社会への変化等)により、ある程度決められた形式の中から選ぶのが一般的であった住まい方、働き方、余暇の過ごし方等について、多様性への

対応が求められる時代になったと考えており、当社グループは時間単位でスペースの貸し借りを出来るようになる事で、世の中の多様性に対応可能な選択肢を提供してまいります。

- (注) 1. 2022年1月18日「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」  
2. 2021年9月30日「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2021」

#### (当社グループのプラットフォームの特徴)

当社グループのプラットフォームの特徴として、ホストにより貸し出されるスペース数が蓄積する事により、ゲストの利用が増加し、ゲストの利用が増加する事で、集客力の高まったプラットフォームに更に新規のホストが登録し、貸し出されるスペース数が更に蓄積するというネットワーク外部性が働き、継続したスペースの利用が為される構造を有しております。当社グループは、今後も利用スペース数の継続的な拡大を目指したいと考えており、広告運用・掲載サポート等に注力することにより、利用されるスペースの獲得と増加することを目指しております。

当社グループはネットワーク外部性を有するプラットフォームならではの事業成長サイクルを構築し、一定の開発・運営リソースでレバレッジの効いた収益獲得構造の構築を図る方針です。

当社グループは、ネットワーク外部性が働く事により利用スペース数が拡大し、GMVが拡大し、売上高が拡大する事業構造を有しております。また、売上高の拡大と共に広告効率・オペレーション効率が向上し、営業利益率が継続的に改善する収益構造を有しております。

上記における将来に関する事項は、当社グループが現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社グループとして約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の要因及びその他の要因により大きく異なる可能性があります。

#### (3) 中期経営戦略等

今後の中長期的な方向性としては、以下のとおりです。その結果として、新たなスペース利用の可能性を創造し、スペースのシェアリングエコノミー（以下、「スペースシェア」とする）のモデルを確立していきます。

#### ( 全社総取扱高の成長 )

当社グループは、全社総取扱高の成長が、「スペースシェアをあたりまえに」というミッションの実現につながると考えており、ミッションの実現が結果として企業価値の向上につながると考えております。このため、まずは中期的に全社総取扱高の成長をしっかりと実現していきたいと考えております。また、直近は全社総取扱高の大部分を締めるGMVの成長が全社総取扱高を成長させるドライバーと考えております。

#### ( 既存プラットフォームサービスの成長 )

当社グループは、スペースシェアの先行者の強みである、業界有数の掲載数と蓄積してきたノウハウの2つを最大限生かし、さらなるプラットフォームの成長を推進します。

特にホストに対してアプローチを強化し、「スペースマーケット」でなければならぬ付加価値を提供し、ファンになってもらうことで、競合が現れても使い続けてもらえるプラットフォームへと成長させていきます。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### シェアによって利用されるスペースの増加

当社グループはこれまで、様々な用途で快適に利用ができる良質なスペースが増加することで、事業の成長を実現してまいりました。

スペース領域におけるシェアリングエコノミーは依然として成長の途上と認識しており、今後も継続して、当社グループのプラットフォームで利用される良質なスペースを増加させることに取り組んでまいります。

##### 継続したサービスの改善・運営の効率化

当社グループは、シェアリングエコノミーという比較的新しい領域でサービスの提供を行っております。このため、利用者にとっての利便性を高めるため、継続したサービスの改善に努め、また、効率的な運営体制・オペレーションの構築に取り組んでまいります。

#### 様々な事業者との協働によるスペースシェアの普及

当社グループは、場所に対してシェアという新しい考え方を提起し、これまでサービス提供を行ってまいりました。これまでに多くの方々にご利用いただいておりますが、スペースのシェアをより価値のあるものとして提供し、スペースシェアをさらに多くの人に利用いただくため、また、社会に対して価値を提供し、課題を解決すべく、不動産事業者様やスペースシェアの領域においてソリューションを提供する様々な事業者様と協働し、スペースシェアの価値向上と普及に取り組んでまいります。

#### システムの安定性・サービスの安全性・健全性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。当社グループはサービスの安全性・健全性強化の一環として、内閣官房IT総合戦略室が主宰したシェアリングエコノミー検討会議が策定した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」に準拠した、(一社)シェアリングエコノミー協会による「シェアリングエコノミー認証制度」に賛同し、第1号認証を受けております。

#### テクノロジーを最大限に活用したサービスの成長

当社グループは、テクノロジーを最大限に活用し、サービス運営の効率化、データの蓄積・分析、AI・ディープラーニング等の新しい技術の活用、という観点を中心にサービスの成長に取り組んでまいります。

#### 情報管理体制の強化

当社グループは、ゲスト・ホストの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、2019年9月にはISMS認証を取得し、今後も、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

#### 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、当社グループの企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍出来る優秀な人材の採用に取り組んでまいります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針であります。

当社グループは、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、当社グループ全体で社内教育を行ってまいります。また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応策を検討する体制を採っており、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、スペースシェアをあたりまえにするため、お客様へ届けた価値の合計である全社総取扱高を重要な経営指標としてモニタリングしております。また、直近は全社総取扱高の大部分を占めるGMVの成長も重要指標としており、この2つの最大化へ向けて、経営努力を重ねてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下のとおりであります。また、必ずしも主要なリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断に資すると考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響については合理的に予見することが困難であるため記載しておりませんが、当社グループはこれらのリスク

に対する管理体制を「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり整備しており、定期的にリスクの再評価及びリスク軽減に対する取り組み状況の評価を行い、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 事業環境に関するリスク

##### シェアリングエコノミーサービス市場について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境」に記載のとおり、当社グループでは、今後もシェアリングエコノミーサービス市場におけるスペースシェア市場の堅調な成長を見込んでおりますが、予測通りに市場が拡大しなかった場合には、中期経営計画を達成できない可能性や、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、シェアリングエコノミーサービス市場の動向を注視するとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

##### 競合他社の動向について

現在、スペースシェアをターゲットとした事業を展開する競合企業が複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入もあり得ると考えております。当社グループは幅広い顧客ニーズに対応できる掲載スペースのラインナップの拡充を進めるとともに、積極的なマーケティング活動やカスタマーサポートの充実に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりましたが、他に優れたビジネスモデルや競争力のある条件でサービスを提供する競合会社が現れた場合等には、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、今後もサービスをより充実させていくと同時に、競合優位性を引き続き高めてまいります。

##### 法的規制について

当社が運営する「スペースマーケット」では、旅館業法に基づく許可を取得している旅館やホテルを仲介する「宿泊」カテゴリーを2016年から開始しております。そのため、当社は旅行業法の第三種国内旅行業登録を受けており、同法を遵守して業務を行っております。なお、現状において取消事由となるような事象は発生しておりません。

許認可等の名称	第三種国内旅行業登録
所轄官庁等	東京都
取得年月	2016年6月
許認可等の内容	東京都知事:3-7179号
有効期限	2026年6月
取消事由	旅行業法第19条

当社グループは、各種法規制遵守のため、法規制の改正動向等を踏まえ、適切に対応しておりますが、かかる動向を全て事前に正確に予測することは不可能又は著しく困難な場合もあり、当社グループがこれに適時かつ適切に対応できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが、法規制等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、及び新たな法規制の適用又は規制当局の対応の重要な変更等により、当社が展開する「スペースマーケット」の運営に何らかの制約が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、法規制の改正を注視し、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

##### 技術革新への対応について

当社グループのサービスは技術革新のスピードが早く、先端のニーズに合致させたシステム・ソリューションの構築を行うためには、常に先進の技術・ノウハウを把握し、取り入れていく必要があります。

しかしながら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、技術・知見・ノウハウの取得に注力するとともに、開発環境の整備等を進めております。

## (2) 事業に関するリスク

### サービスの健全性の維持について

当社グループが展開するサービスは、取引の場であるマーケットプレイスを提供することをその基本的性質としております。当社グループのサービスにおいて、公序良俗に違反するようなスペースの利用がされた場合や、第三者の知的財産権を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合には、当社グループ又は当社グループが提供するサービスに対する信頼性が低下し、ユーザ離れにつながる可能性があります。更に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社もプラットフォームを提供する者としての責任を問われた場合、当社グループの企業イメージ、信頼性の毀損、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社は、マーケットプレイスの健全性確保のため、サービス内における禁止事項を利用規約に明記することにより、法令や公序良俗に反する行為の排除に努めております。また、問題発見及び対処の一層の迅速化を進めるため、担当部門の拡充やシステム開発を進めてまいります。

### 業績の季節変動について

当社グループの業績は、パーティーやイベント用途での貸しスペース利用需要が増えることに伴う季節変動があり、クリスマス、忘年会等での利用が増加する第4四半期（10月～12月）の売上が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。

当社グループでは、主に法人による会議室利用の促進等により売上の平準化を図っておりますが、上記需要を取り込めなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社グループでは、売上の季節変動の低いビジネス用途での貸しスペース利用需要の拡大に注力し、過度な業績の季節偏重が生じないように努めてまいります。

### 認知度向上、新規ゲスト・法人ゲスト獲得、アライアンス拡充、スペース開拓が奏功しないリスク

当社グループは、当社グループのサービスの認知度向上による新規顧客獲得や、法人顧客獲得やアライアンス拡充による顧客基盤拡大、および提供サービスの価値向上のためのさらなるスペース開拓等の施策を行っておりますが、これらの施策が想定通りに奏功しなかった場合には、中期経営計画を達成できない可能性や、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、遊休スペースを有する法人企業との業務提携及び地方公共団体との連携によりスペース開拓を推進する一方、適切なマーケティング投資等で新規ゲストの開拓に努めてまいります。

### 訴訟等の可能性

当社が運営する「スペースマーケット」では、ホストもしくはゲストによる違法行為やトラブル、第三者の権利侵害があった場合等には、当社はホストもしくはゲストその他の第三者に対して賠償責任を負わない旨を利用規約等で定めているものの、当社に対してホストもしくはゲストその他の第三者から訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

また、当社子会社の株式会社スペースモールが提供するシェアスペース運営サポートにおいて、不動産の所有者であるオーナーとの取引関係において、何らかの事由の発生により、訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

その他、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合には、訴訟等による当社グループの権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。

以上のような事態が生じた場合、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社グループの顧問弁護士や外部専門家と連携することで、訴訟等のリスク低減

に努めてまいります。

#### 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。

しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化が出来ない場合もあります。こうした場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループの顧問弁護士や外部専門家と連携することで、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制の構築や自社が保有する知的財産権の適切な管理を行ってまいります。

### (3) 会社組織に関するリスク

#### 優秀な人材の獲得・育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。

しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続して採用できる施策を実施するとともに、既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めてまいります。

#### 内部管理体制の構築について

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底してまいります。

#### 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である重松大輔は、創業者であると同時に、創業以来当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、取締役会やその他会議体において役員及び従業員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいります。

#### 個人情報の保護について

当社グループは、ゲスト・ホストの個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、これらの個人情報については、「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護規程」を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行ってまいります。

### (4) その他のリスクについて

#### 社歴の浅さについて

当社は、2014年1月に設立されており、設立後の経過期間は8年程度の社歴の浅い会社であります。当社グループが事業を展開するシェアリングエコノミー業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社

グループにおける経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。また、過年度の業績については当期純損失を計上していることや、急速な成長過程にあることも考慮すると、過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

また、GMVその他の指標については、当社グループ内において合理的と考える方法により算定したものであり、他社との比較可能性が必ずしもあるとは限らないことに加え、上記のような事情から過去の数値が今後の動向を判断する材料としては不十分な可能性があります。

#### システムトラブルについて

当社グループの事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っております。

#### 自然災害等について

地震等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症及びテロ等の人災が発生した場合、当社グループの開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等により当社グループのサービス提供に支障が生じる可能性のほか、被災に伴う掲載スペースの減少及びスペース利用需要の縮小に伴い、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視等により自然災害の影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

#### 当社プラットフォームへの集客における外部検索エンジンへの依存について

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。今後、検索エンジンの運営者が検索結果を表示するロジックを変更するなどして、それまで有効であったSEO対策が機能しなくなった場合には、当社グループにおける集客力が低下し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、当社グループは外部検索エンジンにおける検索結果及びユーザー流入数を継続的にモニタリングし、検索エンジンの表示方針の変更に適時に対応できるよう努めてまいります。

#### 第三者への依存について

当社はユーザにスマートフォン向けアプリを提供していることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.が運営するプラットフォームを通じてアプリを提供することが、現段階の当社グループの事業にとって重要な前提条件となっております。また、当社は、ユーザの決済手段として、クレジットカード決済、後払い決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しております。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社グループとの関係等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクを踏まえ、これらの事業者の動向を注視するとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

#### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても新株予約権を活用したインセンティブプランを活用していく方針であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は559,700株であり、潜在株式込みの発行済株式総数12,411,600株の4.51%に相当しております。

#### 配当政策について

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保と

のバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施可能性及び実施時期については未定であります。

#### 税務上の繰越欠損金について

2021年12月期末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることになり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却リスクについて

当事業年度末における当社の発行済株式総数は株であり、このうち2,122,700株（議決権比率ベースで所有割合17.9%）をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有しております。今後、当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

#### 感染症の発生及び流行拡大について

新型コロナウイルス感染症が企業経営や経済活動に甚大な影響を与えています。新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済活動の不透明な状況が継続した場合や新たな感染症が発生した場合には、緊急事態宣言などの外出自粛要請などに伴うスペースの利用需要が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社では、働くシーンに特化したスペース、少人数利用のスペース、東京都以外のエリアのスペース等の開拓・掲載を推進するなど、外部環境の変化に伴う新たな需要を取り込むべく対応してまいります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

下記の文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、個人消費や企業活動が制限され、新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及により景気回復の兆しが見られたものの、新たな変異株の感染再拡大などによって、依然として多くの産業において厳しい経済環境が続き、先行きの不透明な状況が続いております。

一方、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境」に記載のとおり、シェアリングエコノミーの領域で「場所・空間」のサービス認知度は、引き続き高い割合を維持している状況です。

このような状況の中で、当社は、中期目標として、全社総取扱高の成長を掲げ、スペースシェア利用の新たな可能性を引き出すために、株式会社TBSテレビと連携し、ドラマ『逃げるは恥だが役に立つ』の舞台を再現したコラボスペースのレンタル予約を開始しました。これは、当社の運営する「スペースマーケット」と同社の保有するIP（知的財産権）を掛け合わせることで遊休スペースの新たな価値の創造の一つの好事例となりました。また、2021年6月には、出社率が下がった時間帯の遊休スペースの貸し出しを実現するオフィスへ移転し、身近な遊休スペースの活用方法を提案しました。2021年7月には、シェアスペースの設計企画・運営や運営代行等を営む株式会社スペースモールをグループ会社として迎えることで、従来の「スペースマーケット」の運営に加え、スペース運営のサービスを提供する体制を実現するなどのスペースシェアをより実現しやすくするための取り組みを行いました。また、一般社団法人シェアリングエコノミー協会の活動を通じて、市場全体の活性化にも取り組み、シェアリングエコノミーのカンファレンス「SHARE SUMMIT 2021」の開催などを行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,228,318千円、営業利益は59,584千円、経常利益は65,772千円、親会社株主に帰属する当期純利益は38,614千円となりました。

#### 財政状態の状況

##### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,359,271千円となりました。主な内容は、現金及び預金571,508千円、未収入金710,709千円であります。

##### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は339,826千円となりました。主な内容は、のれん140,430千円でありま

す。

##### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は818,428千円となりました。主な内容は、未払金526,275千円と預り金112,599千円であります。

##### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は79,954千円となりました。主な内容は、長期借入金41,895千円でありま

す。

##### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は800,714千円となりました。主な内容は、資本金254,126千円、資本剰余金605,716千円であります。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、571,508千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は、85,866千円となりました。これは主として税金等調整前当期純利益65,772千円を計上したことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は、224,967千円となりました。これは主として有形固定資産の取得による支出80,592千円、無形固定資産の取得による支出38,400千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出57,377千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は、65,732千円となりました。これは主として長期借入金の返済による支出76,307千円によるものであります。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### (a) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### (b) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

##### (c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはスペースマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

サービスの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
プラットフォーム	996,658	-
法人向けソリューション・他	231,660	-
合計	1,228,318	-

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。  
 3. 当社グループは単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。  
 4. 当社グループは、2021年12月期より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比を記載しておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループが連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### (売上高)

当連結会計年度の売上高は1,228,318千円となりました。主な内容は、当社サービス「スペースマーケット」に係る売上高です。

#### (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は341,210千円となりました。主な内容は法人ソリューション原価と人件費で構成されます。以上の結果、売上総利益は887,107千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は827,523千円となりました。主な内容は人件費、支払手数料、販促費・広告費で構成されます。以上の結果、営業利益は59,584千円となりました。

#### (経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は主に補助金の計上により6,867千円、営業外費用は主に支払利息の計上により678千円となりました。以上の結果、経常利益は65,772千円となりました。

#### (当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は38,614千円となりました。

なお、当連結会計年度における財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」を、キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

#### 資本の財源及び資金の流動性

資本の財源及び資金の流動性について、当社の運転資金需要のうち主なものには、人件費、支払手数料、広告宣伝費等があります。運転資金は、主として内部資金により調達しております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は571,508千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えられておりますが、今後、営業活動から得た資金により今後更に経営基盤を強化し、成長投資としての新たな事業展開に備えるための投資を行う方針です。また、必要な資金は自己資金で賄うことを基本とし、必要に応じて追加の資金調達を実施いたします。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、市場のニーズにあったサービスの展開等により、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは、スペースシェアをあたりまえにするため、お客様へ届けた価値の合計である全社総取扱高を重要な経営指標としてモニタリングしております。また、直近は全社総取扱高の大部分を締めるGMVの成長も重要指標としており、この2つの最大化へ向けて、経営努力を重ねてまいります。

重視する指標の推移

期間	全社総取扱高 (単位：千円)	GMV (単位：千円)	利用スペース数 (単位：千スペース)	利用スペースあたりのGMV (単位：千円)
2017年12月期	748,517	518,042	8.5	60.7
2018年12月期	1,552,300	1,386,478	21.4	64.7
2019年12月期	2,590,750	2,441,043	35.2	69.1
2020年12月期	2,306,500	2,174,568	39.1	55.5
2021年12月期	3,483,939	3,236,722	59.2	54.5

(注) 1. 全社総取扱高及びGMVには消費税等は含まれておりません。

2. 利用スペース数、利用スペースあたりのGMVは小数第2位を切り捨てしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループは、スペースマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度の設備投資の総額は118,992千円であります。有形固定資産の投資額は80,592千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う内装等設備等です。無形固定資産の投資額は38,400千円であり、主にスペースマーケットのサービス拡充によるものです。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

(2021年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	業務設備	62,750	4,499	62,779	2,320	132,350	67(5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア仮勘定であります。  
4. 従業員数の( )は臨時雇用者数を外書きしております。  
5. 本社オフィスの建物は賃借しており、その年間賃借料は40,709千円であります。  
6. 当社グループは、スペースマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

##### (2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定時期		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	ソフトウェア	40,000	-	増資資金	2022年 1月	2022年 12月	既存サービスの改良及び新機能への対応

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社グループはスペースマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。  
3. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載していません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,775,200
計	42,775,200

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,841,100	11,851,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	11,841,100	11,851,900		

(注) 提出日現在の発行数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2016年1月27日 (第1回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員 1 当社従業員 15
新株予約権の数 (個)	146[132]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 43,800[39,600](注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	6 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2018年2月1日 至 2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 6 資本組入額 3 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役一同の決定による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式300株とする。

ただし、新株予約権の割当日の翌日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日の翌日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日の翌日以降、以下の事由が生じた場合には、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式について株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下 から までの期間ごとに、以下 から に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

株式公開日と2018年2月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の3分の1を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2025年12月31日までは、割当数から前 及び で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

- (2) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任務満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役一同が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役一同の決定により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使が認められない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

### 4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 2019年9月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で、当社普通株式1株につき300株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2016年1月27日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	外部関係者 1
新株予約権の数 (個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 1,800 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	6 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2018年2月1日 至 2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 6 資本組入額 3 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役一同の決定による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式300株とする。

ただし、新株予約権の割当日の翌日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日の翌日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日の翌日以降、以下の事由が生じた場合には、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式について株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下 から までの期間ごとに、以下 から に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

株式公開日と2018年2月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の3分の1を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。

権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2025年12月31日までは、割当数から前 及び で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役一同の決定により認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (6) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

### 4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 2019年9月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で、当社普通株式1株につき300株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年12月27日 (第4回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員 1 当社監査役 2 当社従業員 8
新株予約権の数 (個)	339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 101,700(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	585 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2020年12月27日 至 2028年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 585 資本組入額 292.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式300株とする。

ただし、新株予約権の割当日の翌日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日の翌日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日の翌日以降、以下の事由が生じた場合には、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式について株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。
- (2) 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (6) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

株式公開の日と本新株予約権を行使することができる期間の初日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、割り当てられた本新株予約権の3分の2を上限として権利行使することができる。

権利行使開始日から起算して1年が経過した日以降は、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

#### 4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 2019年9月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で、当社普通株式1株につき300株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2021年8月6日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社の役員 1 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数 (個)	340
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 34,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	653 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年8月7日 至 2031年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 653 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権の割当日の翌日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日の翌日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日の翌日以降、以下の事由が生じた場合には、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式について株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員

(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- (2) 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了又は定年退職の場合を除く。)、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 当社は、本新株予約権者が、株式会社スペースモールのM&Aに関連して当社に損害、費用もしくは損失を与えた場合、又は、同社のM&Aに関連する株式譲渡契約における表明保証に違反した場合、本新株予約権の行使を認めないことができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

#### 4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

決議年月日	2017年10月6日 (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	(注) 7
新株予約権の数 (個)	712[690]
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 213,600[207,000](注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	34 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年10月10日 至 2027年10月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 34 資本組入額 17 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式300株とする。ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に

かかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部を第三者に対して売却する場合（当社普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、新株予約権の割当日後の下記 に定める期間において、次の から に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。

判定価格（下記 に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき

新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役（当社に取締役会が設置された場合には取締役会）が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。

上記 乃至 における「判定価格」を以下のとおり定義する。

- (a) 割当日から2年間：行使価額
  - (b) 割当日から2年後以降満期まで：行使価額を200%を乗じた価格
- (5) 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員（当社等に3カ月以上在籍をしている者に限る。）または当社等と契約関係にある業務委託先（当社等と1年以上継続した契約関係にある者に限る。）であることを要する。ただし、任務満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (6) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - (7) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (8) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2019年9月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で、当社普通株式1株につき300株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者は、2020年6月30日に確定しております。対象者は以下の通りです。

当社の取締役	1人
当社の監査役	3人
当社の従業員	47人
当社の元取締役	1人
当社の元監査役	1人

決議年月日	2021年8月6日 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	受託者(注) 6
新株予約権の数 (個)	1,756
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 175,600(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	653 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2031年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 653 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき200円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日現在は普通株式100株とする。  
ただし、新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された株式会社スペースマーケット単体の損益計算書における売上総利益の額が、1,260百万円を超過し、かつ調整後EBITDAが260百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役

職員等のうち受益者として指定された者に交付される。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月26日 (注) 1	C種優先株式 1,710	普通株式 21,100 A種優先株式 3,820 B種優先株式 6,493 C種優先株式 1,710	150,052	403,799	150,052	393,999
2018年11月27日 (注) 2	C種優先株式 1,140	普通株式 21,100 A種優先株式 3,820 B種優先株式 6,493 C種優先株式 2,850	100,035	503,834	100,035	494,034
2018年12月28日 (注) 3	C種優先株式 1,383	普通株式 21,100 A種優先株式 3,820 B種優先株式 6,493 C種優先株式 4,233	121,358	625,192	121,358	615,392
2019年9月19日 (注) 4	普通株式 14,546 A種優先株式 3,820 B種優先株式 6,493 C種優先株式 4,233	普通株式 35,646	-	625,192	-	615,392
2019年10月1日 (注) 5	普通株式 10,658,154	普通株式 10,693,800	-	625,192	-	615,392
2019年10月31日 (注) 6	-	普通株式 10,693,800	525,192	100,000	615,392	-
2019年12月19日 (注) 7	普通株式 520,000	普通株式 11,213,800	141,128	241,128	141,128	141,128
2020年3月24日 (注) 8	普通株式 9,300	普通株式 11,223,100	27	241,155	27	141,155
2020年7月21日 (注) 8	普通株式 451,500	普通株式 11,674,600	7,219	248,375	7,219	148,375

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月10日 (注) 8	普通株式 8,700	普通株式 11,683,300	149	248,524	149	148,524
2020年12月3日 (注) 8	普通株式 24,300	普通株式 11,707,600	417	248,941	417	148,941
2020年12月14日 (注) 8	普通株式 3,300	普通株式 11,710,900	56	248,998	56	148,998
2021年2月4日 (注) 8	普通株式 21,000	普通株式 11,731,900	1,105	250,103	1,105	150,103
2021年3月3日 (注) 8	普通株式 28,500	普通株式 11,760,400	1,735	251,839	1,735	151,839
2021年3月23日 (注) 8	普通株式 63,600	普通株式 11,824,000	2,083	253,922	2,083	153,922
2021年4月22日 (注) 8	普通株式 3,900	普通株式 11,827,900	11	253,934	11	153,934
2021年7月27日 (注) 8	普通株式 5,100	普通株式 11,833,000	87	254,021	87	154,021
2021年9月30日 (注) 8	普通株式 8,100	普通株式 11,841,100	105	254,126	105	154,126

- (注) 1. 有償第三者割当によるものであります。  
割当先 東京建物株式会社 他4件  
発行株数 C種優先株式 1,710株  
発行価額 175,500円  
資本組入額 87,750円
2. 有償第三者割当によるものであります。  
割当先 東京地下鉄株式会社 他3件  
発行株数 C種優先株式 1,140株  
発行価額 175,500円  
資本組入額 87,750円
3. 有償第三者割当によるものであります。  
割当先 ドコモ・イノベーションファンド2号投資事業有限責任組合 他6件  
発行株数 C種優先株式 1,383株  
発行価額 175,500円  
資本組入額 87,750円
4. 2019年9月18日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年9月19日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。なお、2019年9月30日の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 株式分割(1:300)によるものであります。
6. 2019年9月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 590円  
引受価額 542.8円  
資本組入額 271.4円
8. 新株予約権の行使による増加によるものです。
9. 2022年1月1日から2022年2月28日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ151千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		5	18	32	19	10	2,472	2,556	
所有株式数（単元）		12,880	3,833	42,617	5,387	27	53,650	118,394	1,700
所有株式数の割合（%）		10.88	3.24	36.00	4.55	0.02	45.31	100.00	

注）自己株式110株のうち、個人・その他に1単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
重松 大輔	東京都新宿区	3,050,500	25.76
株式会社ダブルバインズ	東京都新宿区大京町9-6	1,500,000	12.67
BIG1号投資事業有限責任組合	渋谷区千駄ヶ谷3丁目3-32 302	1,129,800	9.54
CASstartupsInternetFund2号投資事業有限責任組合	渋谷区宇田川町40-1	693,900	5.86
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	638,700	5.39
鈴木 真一郎	東京都江戸川区	551,600	4.66
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	335,700	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	332,000	2.80
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) （常任代理人 野村證券株式会社）	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM （東京都中央区日本橋1丁目13-1）	303,000	2.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	271,100	2.29
計	-	8,806,300	74.37

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100		全て当社保有の自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,839,300	118,393	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,700		
発行済株式総数	11,841,100		
総株主の議決権		118,393	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が10株含まれております。

## 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社スペースマーケット	東京都渋谷区神宮前六丁目 25番14号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 上記の他、自己所有名義の単元未満株式10株を保有しております。

## (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

## 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、役員及び従業員等が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な資産形成の一助となるよう福利厚生を目的として、役員持株会制度及び従業員持株会制度を導入しております。

## 役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

取得予定株式数の総数の定めはありません。

当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員持株会制度は当社の役員、従業員持株会制度は当社の従業員等に限定しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	35	33,390
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( )	-	-	-	-
保有自己株式	110	-	110	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

#### (1) 配当の基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化を事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

#### (2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

#### (3) 配当の決定機関

配当の決定機関については、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会であります。

#### (4) 当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、上記(1)の方針に従い、創業以来配当を行っておらず、当事業年度においても剰余金の配当は実施していません。内部留保資金については、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

#### (5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

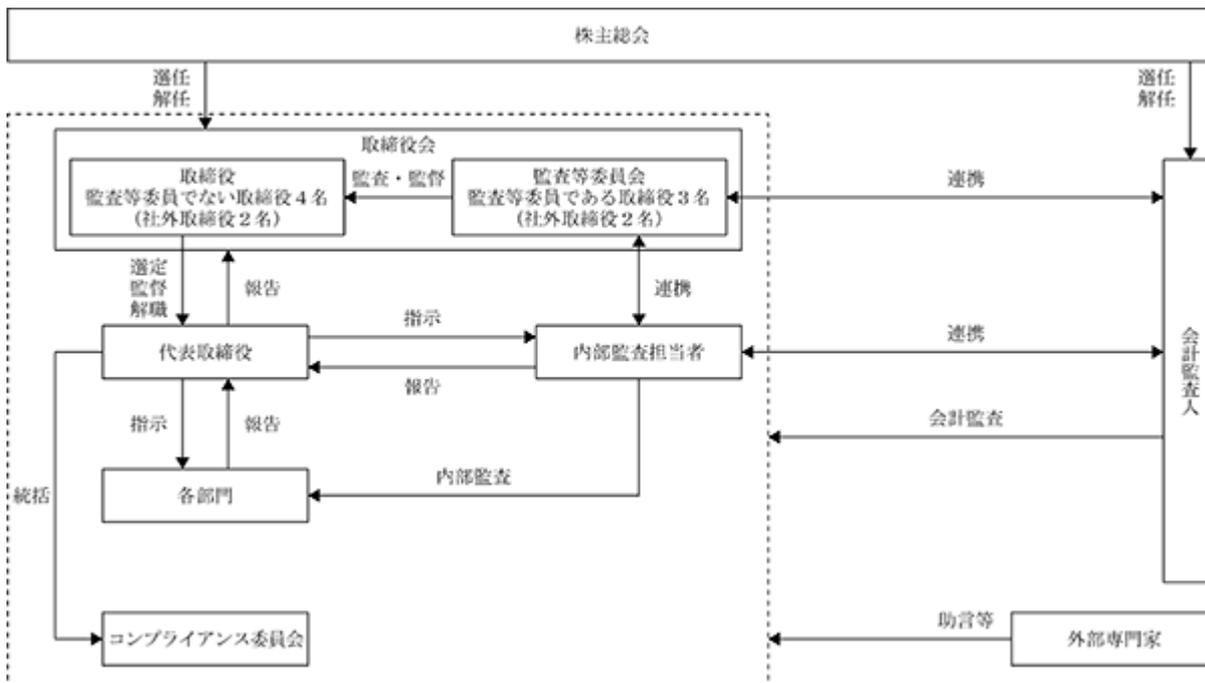
##### 企業統治の体制

###### (a) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2021年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）が在任しており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりです。



(b) 会社の機関の内容

a 取締役会

取締役会は監査等委員ではない取締役4名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。

なお、取締役会の構成員は以下のとおりであります。

重松大輔（代表取締役社長）、徳光悠太、須田将啓、寺田修輔、石原遥平、田中優子、松本一範

（注）1．須田将啓及び寺田修輔は監査等委員でない社外取締役であります。

2．田中優子及び松本一範は監査等委員である社外取締役であります。

3．当該機関の事務局である者は記載しておりません。

b 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。これら会計監査人や内部監査担当者と情報を共有することにより、監査等委員会監査の実効性を高めております。

なお、監査等委員会の構成員は以下のとおりであります。

石原遥平、田中優子、松本一範

（注）1．田中優子、松本一範は社外取締役であります。

2．当該機関の事務局である者は記載しておりません。

c 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適切な会計監査を受けております。

(c) 当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役会は、経営の意思決定機関として、法定事項及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項等を決議しており、原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜、開催しております。また、監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会への出席並びに会計監査人及び内部監査担当者と連携し、効率的な監査体制を維持しております。

(d) 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

(4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

- c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
  - (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- d 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
  - (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
  - (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図るとともに、法令・定款及び社会規範を遵守することを全社に周知・徹底する。
  - (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（社外取締役・弁護士等）に匿名で相談・申告できる相談・通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 代表取締役は、コーポレート部長をリスク管理の総括責任者として任命し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - (2) リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- f 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理・報告体制  
当社は、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
  - (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制  
当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
  - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。  
また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。
- g 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
  - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けない。

h 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたところを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事項等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員会に報告する。
- (4) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。

i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (3) 当社は、監査等委員がその職務執行につき費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(e) リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内とする旨定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を可能とするためであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役又は支配人その他使用人である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを保険の内容としております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社社外取締役、当社監査等委員である取締役であり、すべての被保険者について、その保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	重松 大輔	1976年1月27日生	2000年4月 2006年1月 2014年1月 2015年9月 2016年1月	東日本電信電話(株) 入社 (株)フォトクリエイト 入社 当社設立 代表取締役社長 就任(現任) (株)ダブルパインズ設立 代表取締役 就任(現任) (一社)シェアリングエコノミー協会 代表理事 就任(現任)	(注)2	4,550,500
取締役	徳光 悠太	1988年5月13日生	2010年2月 2012年7月 2014年8月 2016年8月 2017年9月 2017年12月 2018年3月 2018年4月 2021年3月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 SCS国際会計事務所 入所 (株)ディー・エヌ・エー 入社 徳光悠太公認会計士事務所開業(現任) エム・デー・ピー(株) 社外監査役就任 (現任) (株)Kids Smile Project 社外取締役就任 当社監査役 就任 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 就任 当社取締役 就任(現任)	(注)2	3,000
取締役	須田 将啓	1974年4月30日生	2000年4月 2004年2月 2005年4月 2013年4月 2020年3月	(株)博報堂 入社 (株)エニグモ 設立・同社代表取締役就任 同社 代表取締役共同最高経営責任者 就任 同社 代表取締役最高経営責任者就任 (現任) 当社取締役 就任(現任)	(注)2	-
取締役	寺田 修輔	1986年12月14日生	2009年4月 2013年1月 2016年1月 2016年3月 2017年5月 2018年6月 2020年6月 2020年7月 2021年1月 2021年3月 2021年10月 2021年12月	シティグループ証券(株) 入社 同社 バイスプレジデント就任 同社 ディレクター就任 (株)じげん 入社 同社 CFO(最高財務責任者)就任 同社 取締役執行役員CFO就任 同社 取締役(非常勤)就任 (株)ミダスキャピタル取締役パート ナー就任(現任) (株)ARETECO HOLDINGS監査役(非常 勤)就任(現任) 当社取締役 就任(現任) スプリームシステム(株)取締役 就任 (現任) (株)WAKUWAKU社外取締役 就任(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	石原 遥平	1984年5月24日生	2011年12月 弁護士法人淀屋橋山上合同 入所 2016年7月 当社 入社(出向) 2016年10月 (一社)シェアリングエコノミー協会 事務局(現任) 2017年1月 (株)DOA社外監査役就任(現任) 2019年10月 (株)RECEPTIONIST社外監査役就任(現 任) 2020年4月 弁護士法人淀屋橋山上合同 復帰(現 任) 2020年4月 当社General Counsel就任 2021年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現 任) 2021年3月 東洋グリーン(株) 社外監査役就任(現 任) 2021年9月 フジケン(株) 社外監査役就任(現任) 2021年10月 deley(株) 社外監査役就任(現任)	(注)3	26,600
取締役 (監査等委員)	田中 優子 (戸籍名:小林 優子)	1975年5月31日生	1999年4月 トヨタ自動車(株) 入社 2003年4月 A.T.カーニー(株) 入社 2006年2月 ジュピターショッピングチャンネル(株) 入 社 2011年7月 A.T.カーニー(株) 入社 2014年4月 (株)クラウドワークス 入社 執行役員 就任 2018年3月 当社監査役 就任 2019年12月 (株)クラウドワークス 取締役就任(現 任) 2021年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現 任) 2021年5月 (株)サーバーワークス 取締役就任(監 査等委員)(現任) 2021年10月 コデアル(株) 監査役就任(現任)	(注)3	11,700
取締役 (監査等委員)	松本 一範	1974年5月30日生	2001年4月 日本電気(株) 入社 2006年12月 Spansion Japan(株) 入社 2011年2月 (株)ディー・エヌ・エー 入社 2014年10月 同社経営企画本部企画統括部コーポ レート企画部長就任 2014年10月 株式会社横浜DeNAベイスターズ監査 役就任 2017年7月 (株)ディー・エヌ・エー経営企画本部 法務・コーポレート統括部コーポ レート企画部長就任 2018年1月 (株)DeNA川崎プレイブサンダース監査 役就任 2018年4月 (株)横浜スタジアム取締役就任 2018年7月 (株)横浜DeNAベイスターズ執行役員 コーポレート本部長就任 2020年3月 同社 取締役コーポレート本部長就任 (現任) 2020年10月 (株)横浜スタジアム専務取締役総務部 長就任(現任) 2021年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現 任)	(注)3	-
計					4,591,800

- (注) 1. 取締役須田将啓、寺田修輔、田中優子および松本一範は社外取締役であります。  
2. 2022年3月29日開催の定時株主総会終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
3. 2021年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
4. 代表取締役社長重松大輔の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ダブルパインズが所有する株式数を含んでおります。  
5. 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 石原遥平、委員 田中優子、委員 松本一範

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役の須田将啓と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の寺田修輔と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他

の利害関係はありません。

社外取締役の田中優子と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の松本一範と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する具体的基準または方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

須田将啓氏は、長年にわたりインターネット業界において代表取締役として会社経営に関与しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることを期待して選任しております。

寺田修輔氏は、財務、IR、経営企画、M&A等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることを期待して選任しております。

田中優子氏は、企業経営についての豊富な経験をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任しております。

松本一範氏は、コーポレートの分野における豊富な経験を有し、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、取締役会等への出席及び監査等委員会への出席を通して、経営の監督を行うとともに、経営者及び内部監査担当者から業務執行状況や内部統制の状況について報告を受け、独立した立場から業務執行の適法性及び妥当性及び内部統制の状況について情報交換や意見交換、助言等を行っております。

監査等委員会と内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社は、2021年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。監査等委員のうち、石原遥平は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。田中優子は企業経営についての豊富な経験を有しております。松本一範は経営管理の分野における豊富な経験を有しております。

各監査等委員は、監査の方針、計画、職務の分担に従い、取締役と意思の疎通を図り情報収集し、取締役会を含む重要な会議に出席し、取締役や使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、また、重要書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。また、子会社については、子会社の代表取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。監査結果については、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する監査等委員会にて情報共有を図っております。

監査等委員会設置会社移行前の監査役会においては、主に監査方針及び監査計画の策定、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、経営に関するリスクマネジメント状況、会計監査人監査の妥当性等について検討を実施しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に三様監査会合を開催し、各監査の状況や結果等について情報交換を行うなど、相互連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。加えて、監査役会は、社外取締役と社外役員ミーティングを開催し、情報交換を行い、相互連携を図っております。

当事業年度（監査等委員会設置会社移行前）の個々の監査役の監査役会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
徳光 悠太	3	3
田中 優子	3	3
岡本 杏莉	3	3

監査等委員会においては、主に監査方針及び監査計画の策定、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、経営に関するリスクマネジメント状況、会計監査人監査の妥当性等について検討を実施しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に三様監査会合を開催し、各監査の状況や結果等について情報交換を行うなど、相互連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

当事業年度の個々の監査等委員の監査等委員会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石原 遥平	9	9
田中 優子	9	9
松本 一範	9	9

なお、常勤の監査等委員は選定しておりませんが、非常勤の監査等委員である石原遥平が、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、役職員へのヒアリング、社内チャットツール等を通じたコミュニケーション等により日常の業務執行状況等を監査し、その結果を監査等委員会に報告しております。

## 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、担当者を3名配置しております。なお、当社は独立した内部監査部門を持たず、内部監査担当者は他部門を兼務しておりますが、自己監査を回避すべく、内部監査には被監査部門の当事者が加わらない体制をとっております。

内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて、当社の全部門及び子会社に対して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門及び子会社に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状

況を確認します。

また、内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

#### 会計監査の状況

##### a．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### b．継続監査期間

5年

##### c．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 板谷 秀穂氏

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 裕人氏

##### d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名であります。

##### e．監査法人の選定方針と理由

当社では、品質管理体制が整備されていること、監査チームが専門性及び監査手続の適切性を具備していること、監査報酬が合理的かつ妥当であること、及び日本公認会計士協会が定める「独立性に関する指針」に基づいた独立性を有していること等を確認し、監査実績を踏まえ選定について判断しております。

また、当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### f．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が制定する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、監査等委員等とのコミュニケーション、経営者等との関係、監査法人の品質管理等の評価基準に基づき、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
22,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	29,500	-
連結子会社	-	-
計	29,500	-

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く）  
該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で、監査等委員会の同意を得て決定いたします。

e．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、監査の体制及び監査報酬の見積額の根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意いたします。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1．報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

また、当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容を以下のとおり定めることを決議しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとします。

(b) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役に求められる職責、同業・同規模の他社との比較及び実績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、基本報酬は月例の固定報酬として支給します。

(c) 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、ストック・オプションとしての新株予約権を付与することができるものとします。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとします。

(d) 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定します。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬及び株式報酬の決定については、社外取締役が出席する取締役会において決定するものとします。

2．役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

当社の役員の固定報酬の限度額は2021年3月30日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額100,000千円（うち社外取締役15,000千円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額20,000千円と決定しております。

また、上記とは別枠として、2022年3月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50,000千円以内（うち社外取締役分8,000千円以内）、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内と決定しております。当該株主総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

3．取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、上記「1．報酬等の額の決定に関する方針」に従って決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2021年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	20,160	20,160	-	-	3
監査等委員(社外取締 役を除く。)	900	900	-	-	1
監査役(社外監査役を除 く。)	-	-	-	-	-
社外役員	7,560	7,560	-	-	6

- (注) 1. 当社は、2021年3月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。  
2. 取締役の員数は、2021年3月30日付で退任した1名を含んでおります。  
3. 社外役員の員数は、2021年3月30日付で退任した2名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式を取得し保有する場合にその目的から、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式、それ以外で業務上の提携関係等の維持・強化のため直接保有することを目的とする投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該株式を保有していく方針であります。

この方針に則り、当社は、取締役会にて当該株式の保有に関する検証を実施しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額 (千円)
非上場株式	2	5,200
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取 得価格の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	5,100	資本業務提携契約に基づくJ-KISS型新株予約権の取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2021年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	571,508
売掛金	42,486
未収入金	710,709
その他	34,624
貸倒引当金	57
流動資産合計	1,359,271
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	70,259
工具、器具及び備品（純額）	5,102
有形固定資産合計	*1 75,361
無形固定資産	
ソフトウェア	62,779
のれん	140,430
その他	2,320
無形固定資産合計	205,530
投資その他の資産	
投資有価証券	5,100
その他	53,833
投資その他の資産合計	58,933
固定資産合計	339,826
資産合計	1,699,097

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2021年12月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	37,868
1年内返済予定の長期借入金	37,596
未払金	526,275
未払消費税等	32,789
未払法人税等	33,730
預り金	112,599
ポイント引当金	7,629
その他	29,937
<b>流動負債合計</b>	<b>818,428</b>
固定負債	
長期借入金	41,895
その他	38,059
<b>固定負債合計</b>	<b>79,954</b>
<b>負債合計</b>	<b>898,382</b>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	254,126
資本剰余金	605,716
利益剰余金	62,590
自己株式	94
<b>株主資本合計</b>	<b>797,158</b>
新株予約権	3,556
<b>純資産合計</b>	<b>800,714</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,699,097</b>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,228,318
売上原価	341,210
売上総利益	887,107
販売費及び一般管理費	*1 827,523
営業利益	59,584
営業外収益	
受取利息	7
補助金収入	6,120
その他	739
営業外収益合計	6,867
営業外費用	
支払利息	328
雑損失	301
その他	49
営業外費用合計	678
経常利益	65,772
税金等調整前当期純利益	65,772
法人税、住民税及び事業税	27,157
法人税等調整額	-
法人税等合計	27,157
当期純利益	38,614
親会社株主に帰属する当期純利益	38,614

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

当期純利益	38,614
包括利益	38,614
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	38,614

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	248,998	600,588	101,205	61	748,320
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,128	5,128	-	-	10,256
新株予約権の発行	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	38,614	-	38,614
自己株式の取得	-	-	-	33	33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	5,128	5,128	38,614	33	48,837
当期末残高	254,126	605,716	62,590	94	797,158

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	94	748,415
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	23	10,232
新株予約権の発行	351	351
親会社株主に帰属する当期純利益	-	38,614
自己株式の取得	-	33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,133	3,133
当期変動額合計	3,461	52,299
当期末残高	3,556	800,714

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	65,772
減価償却費	20,725
のれん償却額	10,802
貸倒引当金の増減額(は減少)	16
受取利息及び受取配当金	7
支払利息	328
売上債権の増減額(は増加)	6,071
未収入金の増減額(は増加)	213,285
仕入債務の増減額(は減少)	17,736
未払金の増減額(は減少)	141,936
ポイント引当金の増減額(は減少)	7,979
預り金の増減額(は減少)	39,814
未払消費税等の増減額(は減少)	32,789
その他	10,273
小計	89,489
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	349
法人税等の支払額	3,281
営業活動によるキャッシュ・フロー	85,866
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	*2 57,377
有形固定資産の取得による支出	80,592
無形固定資産の取得による支出	38,400
投資有価証券の取得による支出	5,100
敷金及び保証金の差入による支出	46,886
敷金及び保証金の回収による収入	3,389
投資活動によるキャッシュ・フロー	224,967
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	76,307
新株予約権の行使による株式の発行による収入	10,256
新株予約権の発行による収入	351
自己株式の取得による支出	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	65,732
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	204,833
現金及び現金同等物の期首残高	776,341
現金及び現金同等物の期末残高	*1 571,508

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

(株)スペースモール

当連結会計年度において、株式会社スペースモールの全株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社スペースモールの決算日は4月30日であります。連結財務諸表を作成するにあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～6年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

顧客の利用実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 140,430千円(減損 - 千円)

(2) 連結財務諸表の理解に資するその他の情報

当社は、当連結会計年度において株式会社スペースモールの全株式を取得し子会社化いたしました。当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却価額を上回る場合にその超過額として測定されます。

なお、取得対価は事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて、決定しています。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分され、その効果が及び期間にわたって償却されます。また取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、事業計画に基づく売上高をモニタリングすることによって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。

主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用される物件数の拡大及び市場の成長率になります。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば減損損失が計上される可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を分配する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について、我が国においては、これまで緊急事態宣言が再発令されるなど、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。これにより、今後も当社グループの業績に影響を及ぼすことが想定されますが、今後の広がりまたは収束を予測することは困難な状況下にあります。

このような状況の中、当社グループでは現時点で入手可能な最善の情報等を踏まえ、翌連結会計年度においても影響は継続すると仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等を踏まえたものであり不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期やそのほかの状況の経過により影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	14,761千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与手当	188,194千円
広告宣伝費	86,537
販売促進費	85,263
支払手数料	161,094

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(注1)	11,710,900	130,200	-	11,841,100
合計	11,710,900	130,200	-	11,841,100
自己株式				
普通株式(注2)	75	35	-	110
合計	75	35	-	110

(注)1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 130,200 株

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						3,556
合計						3,556

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	571,508千円
預入期間が3か月を超える定期預金	
現金及び現金同等物	571,508千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社スペースモールを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次の通りであります。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
流動資産	88,892千円
固定資産	3,041
のれん	151,232
流動負債	50,278
固定負債	12,888
株式の取得価額	180,000
現金及び現金同等物	50,622
未払金	72,000
差引：取得のための支出	57,377

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。敷金は本社オフィス及び事業用物件の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1～3カ月以内の支払期日となっております。借入金は当社の運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、コーポレート部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

当連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	571,508	571,508	
(2)売掛金	42,486	42,486	
(3)未収入金	710,709	710,709	
資産計	1,324,704	1,324,704	
(1)買掛金	37,868	37,868	
(2)未払金	526,275	526,275	
(3)未払消費税等	32,789	32,789	
(4)未払法人税等	33,730	33,730	
(5)預り金	112,599	112,599	
(6)長期借入金 ( 1 )	79,491	79,091	399
負債計	822,755	822,356	399

1 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払消費税等、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額  
(単位：千円)

区分	2021年12月31日
非上場株式	5,100
敷金及び保証金	48,697

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

敷金については、将来キャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。また、保証金については、旅行業法に基づき、法務局へ供託している営業保証金であり、市場価格がなく、かつ、その実質的な供託期間を算定することは困難であることにより、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	571,508			
売掛金	42,486			
未収入金	710,709			
合計	1,324,704			

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,596	32,050	2,148	2,148	2,148	3,401
合計	37,596	32,050	2,148	2,148	2,148	3,401

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	3,133千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の 区分及び人数 (名)	当社役員 1 当社従業員 15	外部関係者 1	受託者 1 (注) 3	当社役員 1 当社監査役 2 当社従業員 8	受託者 1 (注) 4	当社子会社の 取締役 1 当社子会社の 従業員 1
株式の種類別 のストック・ オプションの 数(注) 1	普通株式 218,400株	普通株式 6,000株	普通株式 734,700株	普通株式 134,100株	普通株式 175,600株	普通株式 34,000株
付与日	2016年1月31 日	2016年1月31 日	2017年10月10 日	2018年12月28 日	2021年8月31 日	2021年8月31 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間 の定めはあり ません。	対象勤務期間 の定めはあり ません。	(注) 2	対象勤務期間 の定めはあり ません。	(注) 2	(注) 2
権利行使期間	自 2018年2 月1日 至 2025年12 月31日	自 2018年2 月1日 至 2025年12 月31日	自 2019年10 月10日 至 2027年10 月9日	自 2020年12 月27日 至 2028年12 月26日	自 2024年4 月1日 至 2031年8 月30日	自 2023年8 月7日 至 2031年8 月6日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2019年10月1日付株式分割(1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。
3. 本新株予約権は、壺内靖二郎を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点(2020年6月30日)の到来を伴って、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に対して配分しております。
- 当社の取締役 1人  
当社の監査役 3人  
当社の従業員 47人  
当社の元取締役 1人  
当社の元監査役 1人
4. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末	56,900	2,000		40,400		
付与					175,600	34,000
失効						
権利確定	56,900	2,000		40,400		
未確定残					175,600	34,000
権利確定後(株)						
前事業年度末	69,100	1,900	284,400	80,800		
権利確定	56,900	2,000		40,400		
権利行使	44,400	2,100	70,800	12,900		
失効	37,800			6,600		
未行使残	43,800	1,800	213,600	101,700		

単価情報

決議年月日	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	6	6	34	585	653	653
行使時平均株価 (円)	951	795	906	936		
付与日における 公正な評価単価 (円)					561	553

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第5回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積もり方法

株価変動性(注)1	63.43%
予想残存期間(注)2	6.3年
予想配当	0円/株
無リスク利率(注)3	0.119%

- (注) 1. 上場してから2年経過していないことから、類似上場会社の株価変動性の平均値を採用しております。  
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3. 評価基準における償還年月日の国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与された第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した技法 ブラック・ショールズ式

(2)主な基礎数値及びその見積もり方法

株価変動性(注)1	63.71%
予想残存期間(注)2	5.94年
予想配当	0円/株
無リスク利率(注)3	0.12%

- (注)1. 上場してから2年経過していないことから、類似上場会社の株価変動性の平均値を採用しております。  
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3. 評価基準における償還年月日の国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

#### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額                               | 235,042千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの<br>権利行使日における本源的価値の合計額 | 109,880千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,169千円
未払賞与	9,680
ポイント引当金	2,336
税務上の繰越欠損金(注)	223,326
その他	5,280
繰延税金資産小計	243,791
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	223,326
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	19,835
評価性引当額小計	243,161
繰延税金資産合計	630
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	630
繰延税金負債合計	630
繰延税金資産純額	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2021年12月31日)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	7,730	47,989	167,606	223,326千円
評価性引当額	7,730	47,989	167,606	223,326千円
繰延税金資産	-	-	-	-千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
のれんの償却額	5.03%
住民税均等割	0.88%
評価性引当額の増減	5.07%
その他	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.29%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社スペースモール

事業の内容 スペースの企画・運営代行等

企業結合を行った主な理由

株式会社スペースモールのスペース運営ノウハウを活かし、当社で場所を貸し出すホストや遊休不動産の運用を検討する方に向けた支援を強化するほか、スペース運営を支援するサービスの開発及びプラットフォームの機能拡充を行います。これにより、スペースシェア市場のDX化を促進し、場所を貸す側（ホスト）・借りる側（ゲスト）の体験価値を向上させ、市場の更なる発展に寄与してまいります。

企業結合日

2021年7月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

名称に変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年7月1日から2021年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	180,000千円
取得原価		180,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務に対する報酬等 300千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

151,232千円

発生原因

主として当社と株式会社スペースモールとの事業におけるシナジーによって期待される超過収益力であり  
ます。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

( 6 ) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	88,892千円
固定資産	3,041
資産合計	91,933
流動負債	50,278
固定負債	12,888
負債合計	63,166

- ( 7 ) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
当連結会計年度における概算額の合理的な算定が困難なため、計算しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、スペースマーケット事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プラットフォーム	法人向けソリューション・他	合計
外部顧客への売上高	996,658	231,660	1,228,318

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、スペースマーケット事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	67.32円
1株当たり当期純利益	3.27円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	3.18円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	38,614
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属す る当期純利益(千円)	38,614
普通株式の期中平均株式数(株)	11,810,059
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	327,563
(うち新株予約権(株))	327,563
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 2,096個 209,600株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	75,448	37,596	0.31	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	65,350	41,895	0.30	2028年
合計	140,798	79,491		

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	32,050	2,148	2,148	2,148

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	—	—	813,595	1,228,318
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	—	—	35,045	65,772
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	—	—	19,505	38,614
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	1.65	3.27

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	—	—	0.66	1.61

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	776,341	512,706
売掛金	45,275	41,271
仕掛品	124	116
前払費用	19,956	28,540
未収入金	466,181	697,189
その他	763	825
貸倒引当金	73	57
流動資産合計	1,308,569	1,280,592
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	33	62,750
工具、器具及び備品（純額）	1,534	4,499
有形固定資産合計	1,568	67,249
無形固定資産		
ソフトウェア	35,457	62,779
その他	2,267	2,320
無形固定資産合計	37,725	65,100
投資その他の資産		
関係会社株式	-	180,330
投資有価証券	-	5,100
出資金	100	100
長期前払費用	12	4,620
敷金及び保証金	6,883	44,979
投資その他の資産合計	6,996	235,129
固定資産合計	46,289	367,480
資産合計	1,354,859	1,648,072

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	33,929	38,268
1年内返済予定の長期借入金	75,448	35,448
未払金	324,916	504,048
未払費用	18,040	28,325
未払法人税等	1,110	23,306
未払消費税等	-	29,680
預り金	72,039	110,205
ポイント引当金	15,609	7,629
流動負債合計	541,093	776,912
固定負債		
長期借入金	65,350	29,902
その他	-	36,000
固定負債合計	65,350	65,902
負債合計	606,443	842,814
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	248,998	254,126
資本剰余金		
資本準備金	148,998	154,126
その他資本剰余金	451,590	451,590
資本剰余金合計	600,588	605,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	101,205	58,046
利益剰余金合計	101,205	58,046
自己株式	61	94
株主資本合計	748,320	801,701
新株予約権	94	3,556
純資産合計	748,415	805,258
負債純資産合計	1,354,859	1,648,072

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	804,633	1,165,139
売上原価	249,004	331,648
売上総利益	555,628	833,491
販売費及び一般管理費	1, 2 682,709	1, 2 779,109
営業利益又は営業損失( )	127,080	54,381
営業外収益		
受取利息	8	7
補助金収入	2,000	6,120
その他	5	26
営業外収益合計	2,013	6,154
営業外費用		
支払利息	520	294
雑損失	-	301
その他	1	49
営業外費用合計	522	645
経常利益又は経常損失( )	125,589	59,891
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	125,589	59,891
法人税、住民税及び事業税	530	16,733
法人税等調整額	20,909	-
法人税等合計	21,439	16,733
当期純利益又は当期純損失( )	147,028	43,158

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		138,875	47.85	149,594	40.33
経費		151,327	52.15	221,287	59.67
当期総製造費用		290,203	100.0	370,881	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		124	
合計		290,203		371,006	
期末仕掛品たな卸高		124		116	
他勘定振替高		41,073		39,241	
当期売上原価		249,004		331,648	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	97,971	156,389
通信費	36,900	39,869

業務委託費は主に法人向けソリューション売上に係る費用であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	241,128	141,128	451,590	592,718	45,823	45,823	-	879,669	244	879,914
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	7,870	7,870	-	7,870	-	-	-	15,741	-	15,741
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益 又は当期純損失( )	-	-	-	-	147,028	147,028	-	147,028	-	147,028
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	61	61	-	61
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	150	150
当期変動額合計	7,870	7,870	-	7,870	147,028	147,028	61	131,348	150	131,498
当期末残高	248,998	148,998	451,590	600,588	101,205	101,205	61	748,320	94	748,415

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	248,998	148,998	451,590	600,588	101,205	101,205	61	748,320	94	748,415
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,128	5,128	-	5,128	-	-	-	10,256	23	10,232
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	351	351
当期純利益 又は当期純損失( )	-	-	-	-	43,158	43,158	-	43,158	-	43,158
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	33	33	-	33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	3,133	3,133
当期変動額合計	5,128	5,128		5,128	43,158	43,158	33	53,381	3,461	56,842
当期末残高	254,126	154,126	451,590	605,716	58,046	58,046	94	801,701	3,556	805,258

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3 - 6年

工具、器具及び備品 4 - 6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客の利用実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 180,330千円(減損 - 千円)

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、取得価額は事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて、決定しています。

当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは相当の減損処理を行っておりますが、子会社である株式会社スペースモールの株式について、実質価額の著しい低下がないことから減損処理を行っておりません。

実質価額は当該株式の発行会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させております。超過収益力は、株式取得時の当該子会社の純資産価額と実際の取得価額の差額を基礎として算出し、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討に重要な影響を与える主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用される物件数の拡大及び市場の成長率になります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討結果が異なる可能性があります。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当事業年度より連結財務諸表を作成することになったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記については、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について、我が国においては、これまで緊急事態宣言が再発令されるなど、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。これにより、今後も当社の業績に影響を及ぼすことが想定されますが、今後の広がりまたは収束を予測することは困難な状況下にあります。

このような状況の中、当社では現時点で入手可能な最善の情報等を踏まえ、翌事業年度においても影響は継続すると仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等を踏まえたものであり不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期やそのほかの状況の経過により影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33.3%、当事業年度 21.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66.7%、当事業年度 78.7%であります。  
販売費及び一般管理費の内、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与手当	162,961千円	179,620千円
ポイント引当金繰入額	2,279	7,979
広告宣伝費	171,768	86,537
支払手数料	102,913	157,166
販売促進費	58,076	87,508

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引の取引高	-千円	148,066 千円

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は180,330千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	258 千円	2,566 千円
一括償却資産	499	947
ポイント引当金	4,779	2,336
貸倒引当金	22	17
減価償却超過額	-	1,238
未払賞与	-	9,051
その他	108	2,246
税務上の繰越欠損金 (注) 2	239,067	223,326
繰延税金資産小計	244,735	241,730
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	239,067	223,326
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,668	18,404
評価性引当額小計 (注) 1	244,735	241,730
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1. 評価性引当額が3,005千円減少しております。これは主に当期純利益が発生したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
住民税均等割	-	0.88%
評価性引当額の増減	-	5.02%
その他	-	1.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	27.94%

(注)前事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の残高 種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期残高 (千円)	減価 償却累計額 (千円)
有形固定 資産	建物附属設備	33	69,522		6,806	62,750	6,974
	工具、器具及 び備品	1,534	4,875		1,910	4,499	7,633
	計	1,568	74,398		8,716	67,249	14,608
無形固定 資産	ソフトウェア	35,457	39,188		11,866	62,779	
	その他	2,267	39,241	39,188		2,320	
	計	37,725	78,430	39,188	11,866	65,100	

- (注) 1. 「建物附属設備」の「当期増加額」は、主に新本社移転に伴う内装設備等によるものであります。  
 2. ソフトウェアの増加額は、当社プラットフォームサービスにおける機能構築・追加等に係るものであります。  
 3. その他の増加額は、ソフトウェア仮勘定の増加であります。  
 4. その他の減少額は、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替39,188千円であります。

【引当金明細表】

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)
貸倒引当金	73	57	73	57
ポイント引当金	15,609	7,629	15,609	7,629

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://spacemarket.co.jp/archives">https://spacemarket.co.jp/archives</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月31日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月31日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第8期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第8期第2四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第8期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2021年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年6月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月29日

株式会社スペースマーケット  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 裕人

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スペースマーケットの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースマーケット及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社スペースモールの連結子会社化に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）及び（企業結合等関係）に記載されているとおり、株式会社スペースマーケットは、2021年7月1日においてスペースの企画・運営代行等を事業としている株式会社スペースモール（以下、「スペースモール社」という）の全株式を取得し、連結子会社化している。</p> <p>当該企業結合にあたり、株式の取得原価は、スペースモール社の事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて、決定されている。</p> <p>確定した株式の取得原価が、企業結合の結果、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ることとなったため、のれんが151,232千円発生し、当連結会計年度の連結貸借対照表において140,430千円計上されている。これは連結純資産の17.5%、連結総資産の8.3%を占めている。</p> <p>スペースモール社の連結子会社化は、2021年7月1日において実施された非経常的な取引である。のれんの評価にあたっては、事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りが重要となり、主要な仮定は物件数の拡大及び市場の成長率の予測である。これらは見積り期間が長期にわたることから、不確実性が高く、加えて経営者の判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、スペースモール社の連結子会社化に伴うのれんの評価が、当連結会計年度において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、スペースモール社の連結子会社化に伴うのれんの評価の検討にあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の取得原価について、株式価値の算定を行った株式会社スペースマーケットの利用する専門家の適性、能力を評価した。</li> <li>・当監査法人が属するネットワークファームの評価専門家を関与させて、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づき算定された株式価値の計算方法、算定過程を検討した。</li> <li>・株式価値の算定の基礎となる事業計画について、経営者が使用した事業計画の背景、重要な仮定等について、当該企業結合の責任者等に対して質問を実施した。</li> <li>・重要な仮定である物件数の拡大の合理性を評価するために、営業人員数及び営業人員1人当たりの物件取扱数との整合性の検討、物件取扱数の過去の趨勢との比較を実施した。また、市場の成長率の合理性を評価するために、業界団体が公表する市場調査との比較を実施した。</li> </ul>

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項

に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月29日

株式会社スペースマーケット  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 裕人

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スペースマーケットの2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースマーケットの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社スペースモールの連結子会社化に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表注記（重要な会計上の見積り）及び（企業結合等関係）に記載されているとおり、株式会社スペースマーケットは、2021年7月1日においてスペースの企画・運営代行等を事業としている株式会社スペースモール（以下、「スペースモール社」という）の全株式を取得し、連結子会社化している。</p> <p>当該企業結合にあたり、株式の取得原価は、スペースモール社の事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローを使用し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいて算定された株式価値を踏まえて、決定されている。</p> <p>当該株式は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式として180,330千円計上されており、これは純資産の22.4%、総資産の10.9%を占めている。</p> <p>スペースモール社の連結子会社化は、2021年7月1日において実施された非経常的な取引である。関係会社株式の評価にあたっては、事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りが重要となり、主要な仮定は物件数の拡大及び市場の成長率の予測である。これらは見積り期間が長期にわたることから、不確実性が高く、加えて経営者の判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、スペースモール社の関係会社株式の評価が、当事業年度において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、スペースモール社の関係会社株式の評価の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の取得原価について、株式価値の算定を行った株式会社スペースマーケットの利用する専門家の適性、能力を評価した。</li> <li>・当監査法人が属するネットワークファームの評価専門家を関与させて、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づき算定された株式価値の計算方法、算定過程を検討した。</li> <li>・株式価値の算定の基礎となる事業計画について、経営者が使用した事業計画の背景、重要な仮定等について、当該企業結合の責任者等に対して質問を実施した。</li> <li>・重要な仮定である物件数の拡大の合理性を評価するために、営業人員数及び営業人員1人当たりの物件取扱数との整合性の検討、物件取扱数の過去の趨勢との比較を実施した。また、市場の成長率の合理性を評価するために、業界団体が公表する市場調査との比較を実施した。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将

来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。